

法務大臣の地元（いわき市）で考える

死刑がなぜ必要なのか

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

3月25日、岩城光英法務大臣は就任後2度めとなる2名への死刑を執行しました。

大阪拘置所で執行されたのは75歳と高齢の方で近年は身体が不自由になってきていることを震える字で綴っていました。福岡拘置所で執行された女性は、再審請求が棄却されたあと、クリスチャンとして被害者のために祈る日々を過ごしていたそうです。

★☆☆

この死刑執行への抗議の意味を込めて、4月2日「岩城法務大臣の地元で死刑について考える集い」が、法相の地元の福島県いわき市で持たれました。

無実を訴える死刑囚、袴田巖さんと奥西勝さんの映画「ふたりの死刑囚」を上映した後、福島で様々な死刑事件に取り組んできた弁護士の話の聞きました。

★☆☆

松川事件をご存じでしょうか。1949年に福島県松川町を通過中の列車が脱線し、乗務員3名が死亡した事件です。当時、国鉄に関連した下山事件、三鷹事件と並ぶ大事件でした。

1審では5人が死刑判決を受け、2審でその1人が無罪となり、最高裁では他の4人を含む全員（無期・長期の懲役判決を受けていた人たちも含め）無罪が確定しました。

★☆☆

そんな凄まじい冤罪事件を担った弁護士は、その後、冤罪とはいえない計画殺人の死刑事件も担当し、それらの体験を踏まえて、死刑への疑問をこう語りました。

「この死刑事件ですが、3人の共犯者がいまして、事前の謀議の様子などがたくさん証拠として出されています。それを検討しますと、みんな、いかに捕まらないか、に関心を傾注していて、捕まったらどうなるか、ましてや、死刑になったら、なんていうことは一切考えていないのです。彼らにとって、死刑に犯罪を思いとどまらせる効果は全くなかったわけです。

『衝動殺人』と言われるような犯罪でも、死刑に抑止効果がないことはおわかりですよ。

『確信犯』的な犯罪になれば、これはもう死を恐れずに行っていることですから、いっそう抑止効果はのぞめません。」

★★★

犯罪を抑止する効果もなく、冤罪であれば取り返しのつかない死刑がなぜ、必要なのでしょうか。

警察官・検察官が被疑者に対し「自白しなければ死刑になるぞ」と脅す道具として手放せないだけではないのでしょうか。それこそ、冤罪の温床です。